

## 福島県社会福祉事業団「福島県浪江ひまわり荘仮施設建築設計業務委託」

### プロポーザル審査委員会 審査講評

#### 1. 審査経過

福島県社会福祉事業団から標記業務を受託した福島県建築設計協同組合主催のプロポーザルは、各分野を代表する 5 名の審査委員による審査委員会が設置され、慎重かつ厳正な審査を行いました。

昨年 12 月に開催した第 1 回審査委員会では、プロポーザル実施要領（案）について審議し、本プロポーザルで求める技術提案課題として、①これからの救護施設に求める役割についての考え方、②施設に求める役割についての提案、③入所者に対する配慮についての提案、④施設管理者に対する配慮についての提案、⑤敷地と建物の位置関係等に対する配慮についての提案の 5 項目を選定しました。また、最優秀提案者 1 者、優秀提案者 1 者を選定することとしました。

2/15（金）に西郷村の福島県社会福祉事業団会議室で第 2 回審査委員会及び第一次審査会を行いました。審査対象施設は敷地面積約 6,000 m<sup>2</sup>、S 造又は R C 造（一部 W 造可）平屋建て、床面積約 3,000 m<sup>2</sup>の救護施設であり、2 月上旬の提出期限までに 7 者の応募がありました。第 2 回審査委員会では、はじめに応募のあった 7 者の技術提案書が失格要件に該当しないことを確認しました。次に、全応募者の提案書の評価を行うこと、審査は意見交換後に総合評価で行うこと、公開を基本とするがヒアリング要請者選定過程及び決定は非公開で行うこと、などを確認しました。

引き続き、公開で開催した一次審査会では、事務局から事前に開催された審査委員会での審議内容についての報告がなされました。失格条項については該当者なしとしたものの募集要領で求めた技術提案のテーマ 5 項目の表現が分かりにくい提案書（様式 4）があったため、今後は求められたテーマを明確に記載するよう傍聴者に説明しました。審査会は 7 者すべての提案書について各審査員が 1 者約 10 分程度の意見・感想等を述べました。全体計画については景観や周辺環境との調和・眺望、敷地に対する建物の配置計画、駐車場等の屋外スペースの確保、将来の隣地施設との関連性など、また、施設計画等については利用者・管理者の動線計画や共用・居住スペースの関係性、イニシャル&ランニングコスト、就寝時や冬期間の容易な管理など、それぞれの審査委員の立場から多方面に渡る意見が出されました。

その後、傍聴者には 50 分の休憩時間を取り、その間、審査委員は別室でヒアリング要請者の選定及び決定作業に入りました。再度 7 者の提案書に関し全体の機能性や課題に対する直接的・間接的な提案内容を読み取り、議論を重ねました。審査委員には事前に各案が配布されましたので、内容は良く理解されていましたが、重視する視点の違いや疑問点の

相異が明らかになりました。その上で各審査委員からヒアリング要請の有無を受付番号で述べていただいた後に、審査員の全員合意で受付番号②番、③番、④番、⑤番、⑦番の 5 者をヒアリング要請者として選定しました。

以下に各案の特徴を記します。

#### ■受付番号①

管理・共用スペースと居住ゾーンが明確に分かれている案です。全体として「まち」をイメージした構想になっています。管理・共用スペースが西側に集結しているのも特徴で、将来の管理動線の共用の可能性が示されています。魅力的な構法も提案されており、熱環境も細部まで考慮されています。一方「まち」のような楽しい動線であっても、共用ゾーンと居室ゾーンに距離感があり、特にスタッフステーションである事務室の 2 から各居室を把握するのは難しいと思われました。

#### ■受付番号②

全員が大きな「家族」という理念のもとに、全体の計画が行われています。既存の浪江ひまわり荘の設計経験が活かされ、中庭を中心として平面計画が練られています。アプローチ広場は、浪江への軸線が設定され、食堂からは那須岳の眺望が得られ、全体に設計者の誠実さが伝わる内容です。敷地ゾーニング図では、隣地将来予定施設の間に広場が設けられ、そこにサービススペースが直接面しているのは、やや気になるところです。中庭で行われるようなアクティビティも少し閉鎖的な印象が残りました。

#### ■受付番号③

管理部門と共用部門を中央に配置し、居住部門のクラスターがそれぞれ接続されています。空間構成や形態的に変化に富んだスペースのつながりが期待されます。今後の課題として、スタッフ動線の短縮を考慮し、特に夜間体制の省力化を検討すると、全体的に平面形のコンパクト化が必要と思われます。また、隣接建物との連携イメージもマスタープランにて更なる検討が重要であると思われました。

#### ■受付番号④

管理・共用部門にオーソドックスな居住部門のクラスターが配置されています。提案書の作り方が優れていて理解しやすく、ヒューマンなイメージが感じられます。隣地の将来予定施設との関連付けがイメージしにくく、居室のベッド配置が病院のようで、入居者のプライバシーが表現されていないのが気になりました。

#### ■受付番号⑤

中央に伸びる共用部と、両翼に居住ゾーンが配置されています。提案書の機能的な説明が優れていて、わかりやすいプロポーザル案になっています。共用部門も居住部門もダブルコリドール方式によって動線短縮が図られています。その結果、中央部は光庭や高窓を介して光や風を感じる構成になっていて、この美しい敷地の空気に五感で触れる構成になっているとは必ずしも言えないと思われました。

#### ■受付番号⑥

全体の考え方が簡潔に示されています。文章を中心としたプロポーザル案ですので、わかりやすいのですが、案の良さをアピールする表現が足りない感じがしました。ゾ

ーニングと断面のモデル図だけでは、入居者やそこで働くスタッフに対する熱い思いを伝えることは難しいと思われました。

#### ■受付番号⑦

優れたプロポーザル提案書です。特筆すべきは、太陽の国を日本版 CCRC として捉え、ノーマライゼーションの考えと連続させる考えです。また、内部では交流の場として「辻広場」が提案され、一般的に施設計画で活性化する廊下状の表現が少ないのが特徴です。しかし、車いすの利用者の増加まで考慮すると、動線の想定は不可欠です。オープンなスペースに見える空間に動線を設定すると残る空間は狭く、アクティビティが活性化しにくくなってしまいう懸念がありました。

その後、2/23（土）に福島県社会福祉事業団会議室で第3回審査委員会及び第二次審査会を開催しました。公開ヒアリングは要請者5者に対し1者25分（説明10分：質疑15分）の時間配分で進めました。審査員からは各提案の基本的な考え方や管理者・入所者への配慮、ゾーン・動線計画、周辺環境への配慮、可変性・柔軟性、実績など様々な角度からの質疑応答がなされました。

ヒアリング終了後、別室で非公開による選定作業に入りました。はじめに各委員から各提案に対するヒアリングの感想を述べていただき、選定対象としたい提案書番号を複数選んでいただきました。その結果、中庭を配した回廊型施設に区分される②、⑤番以上に、広大な立地条件や周辺環境との調和にそれぞれの良さを見せたクラスター型施設に区分される③、④、⑦番が票を集めました。その上で、③、⑦番の居住ゾーンは通路側に間口が広く2人室、3人室の多床室でも直接ベッドスペースに出入りできる並列配置となりますが、③番のクラスター型は外壁面が多くなり、⑦番は動線とオープンスペースの関係が不明瞭です。一方で④番の多床室は通路に面して間口を狭く奥行きを設けることで通路動線は短縮できますがベッドは縦列設置されることとなります。これらの提案に対し、プロポーザル方式はあくまでも設計者を選定するものであるという原則に立ち返り、各提案の「長所や特徴の実現性、将来性」、「短所や疑問点を補う可変性、柔軟性」等について意見交換が行われました。それぞれ甲乙付けがたく審査は難航しましたが総合的に評価した結果、審査員全員一致で受付番号③番のエューユーエム構造設計(株)を最優秀提案者に、受付番号⑦番の(株)ティ・アール建築アトリエを優秀提案者に決定しました。

#### プロポーザルコンペを終えて

一般的に施設計画において、入居者優先の平面は伸びやかで外壁線が長くなり、管理者優先の計画では動線が短くなり視線は直線的に通るものになります。どちらの側に立つかという単純な問題ではなく、この矛盾をいかに解決するかが設計の本質的課題になります。救護施設は、高齢者施設とは比較にならない程、年齢・身体特性・認知症の症状等に個人差があり、男女の区別も厳格です。一方で、サポートするスタッフ数は必ずしも十分ではなく、1人あたりの施設面積も極小と言えます。問題解決には多くの労力が必要です。また、今回のプロポーザルでは2つの点が特に気になりました。1つは、隣接将来施設との連携・関連付けの提案が少なかったことです。も

う1つは極小面積の中で2人室・3人室のプライバシー確保とゆとり空間の両立の難しさへの配慮が足りないように感じられました。

一方で、年度末の忙しい時期、短い期間に誠意溢れる提案書を出してくださった7者の方々には、審査委員一同敬意を表するとともに、この建物が様々な問題を乗り越え、無事完成することを心から願っております。

福島県浪江ひまわり荘仮施設建築設計業務委託プロポーザル審査委員会

審査委員長 渡部 和生（建築家、日本大学特任教授）

審査委員 市岡 綾子（日本大学専任講師）

審査委員 山田 義文（日本大学専任講師）

審査委員 穂積富知雄（福島県社会福祉事業団経営管理部長）

審査委員 坂本 裕子（福島県浪江ひまわり荘園長）